

基本目標Ⅲ 女性活躍の推進

女性活躍推進法 市町村推進計画



SDGs目標5 ターゲット5.4 無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価

SDGs目標5 ターゲット5.b 実現技術の活用強化

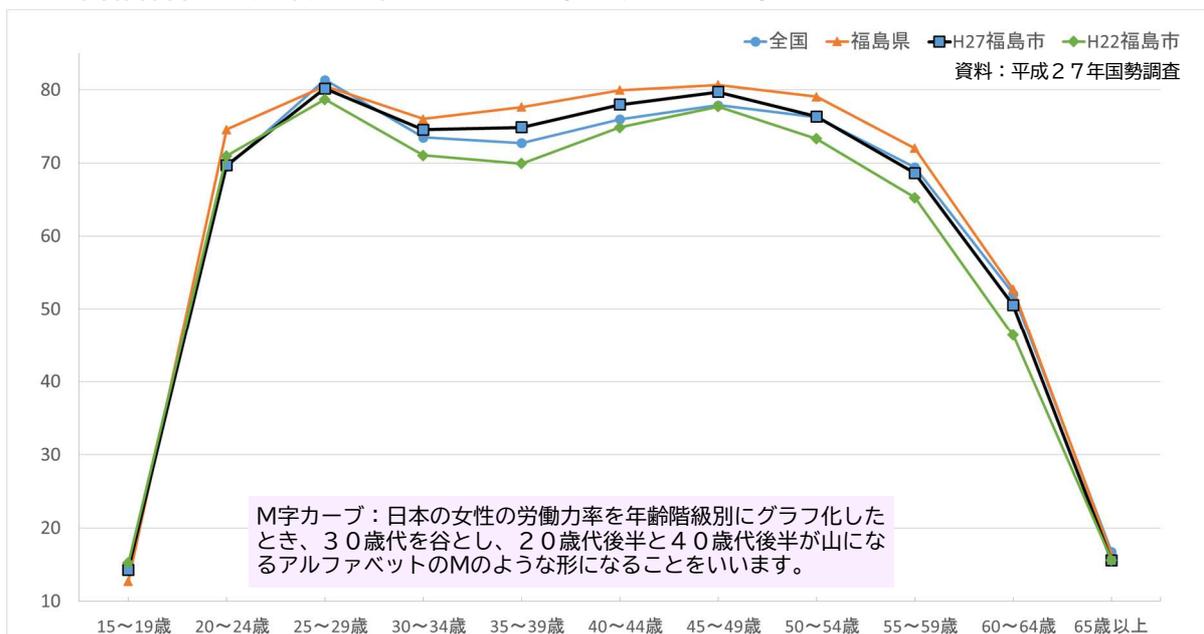
女性の労働力率（※1）は、20歳代後半から30歳代にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇するM字カーブを描いていますが、平成22年と比較するとM字カーブの谷は浅くなってきており、女性の出産・育児を理由とした離職率も減少していると考えられます。それでも離職者の1割が出産・育児を理由としている状況にあります。（就業構造基本調査H29総務省）

意識調査では、仕事と家庭生活のあり方について多くの方が「仕事と家庭生活を共に両立」や「仕事と家庭生活と地域・個人の生活がバランスよく」を理想としていますが、現実には「仕事を優先」しています。全国調査と比較しても「仕事を優先」する人の割合が特に男性で高くなっています。また、女性では、現実において「仕事を優先する」が「家庭を優先する」を上回っています。

少子高齢社会を迎え、男女が共に仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが重要ですが、家事・育児・介護については、依然として女性がその多くを担っており、男性は、長時間労働を基本とする仕事中心の生活スタイルで、家事・育児に参加しづらい状況にあります。

女性活躍推進法や働き方改革関連法の改正が進められる中、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進のため、誰もが働きやすく活躍できる職場づくり、仕事と家事・育児・介護等との両立支援や多様な働き方の推進、男性の家事・育児・介護等への参画の推進など、更なる女性活躍を進めます。

● 女性の年齢階級別労働力率のグラフ(M字カーブ)

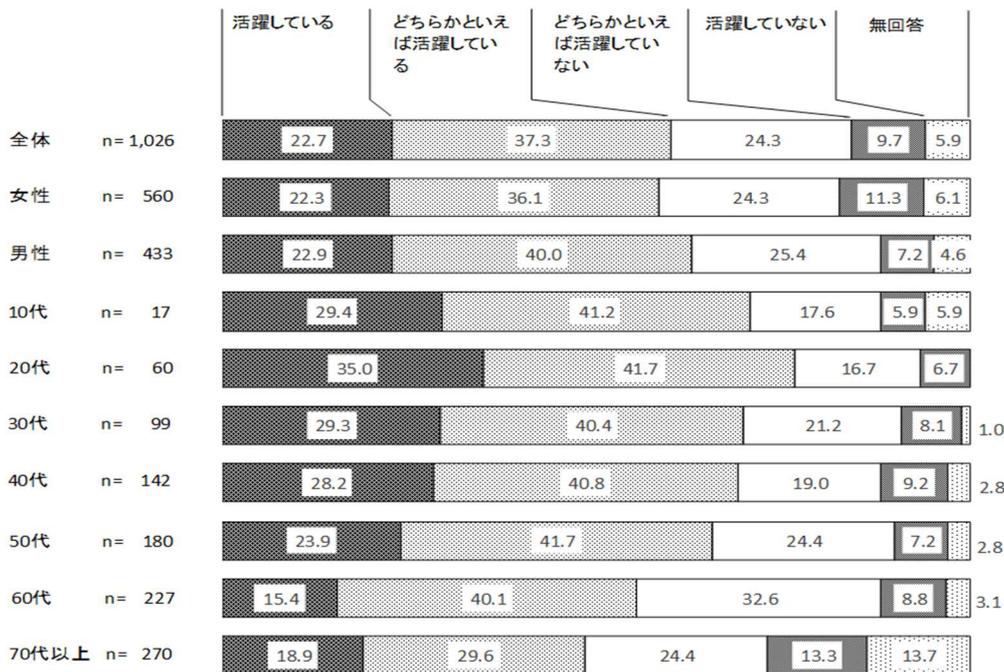


（※1）労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

第3章

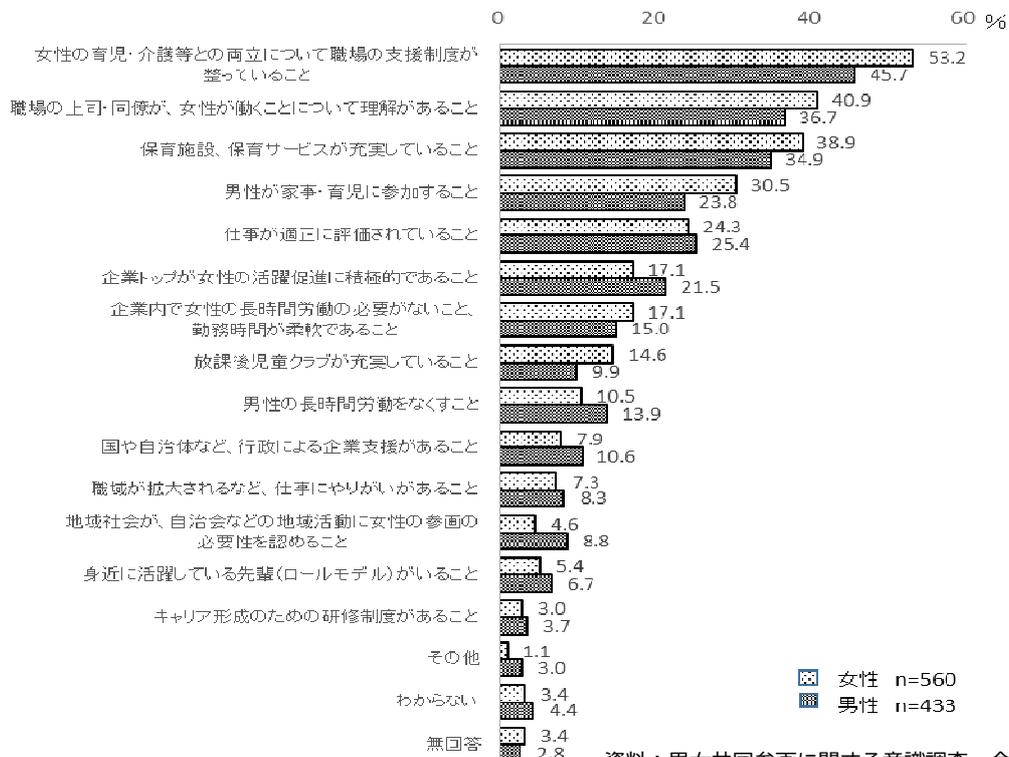
● 女性の活躍状況（問.あなた自身あるいはあなたの身近にいる女性は、仕事や地域活動で活躍していると思いますか。）



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

“どちらかといえば活躍している”（37.3%）が最も多く、以下、“どちらかといえば活躍していない”（24.3%）、“活躍している”（22.7%）、“活躍していない”（9.7%）の順である。
 “活躍派”（60.0%）が“活躍していない派”（34.0%）を26ポイント上回る。

● 女性の活躍に必要なこと【複数回答】（問.女性が活躍するには何が必要だと思いますか。）

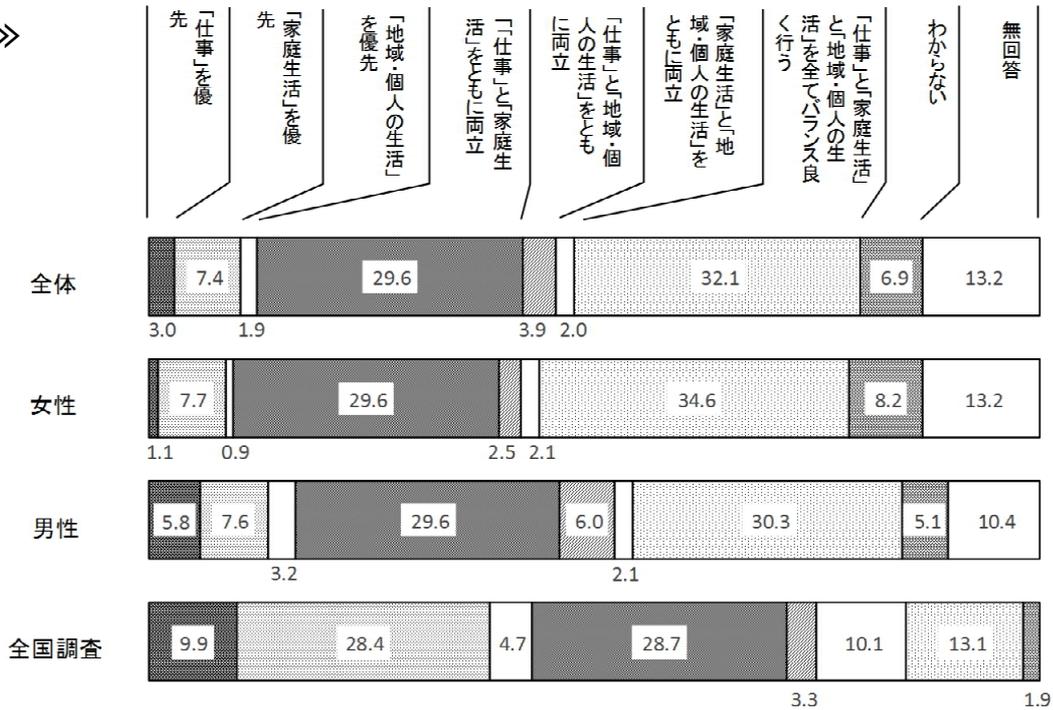


資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

「女性の育児・介護等との両立について職場の支援制度が整っていること」は、女性（53.2%）が男性（45.7%）を7.5ポイント上回るとともに、「職場の上司・同僚が、女性が働くことについて理解があること」や「保育施設、保育サービスが充実していること」、「男性が家事・育児に参加すること」のいずれも、女性の割合が男性より多い。

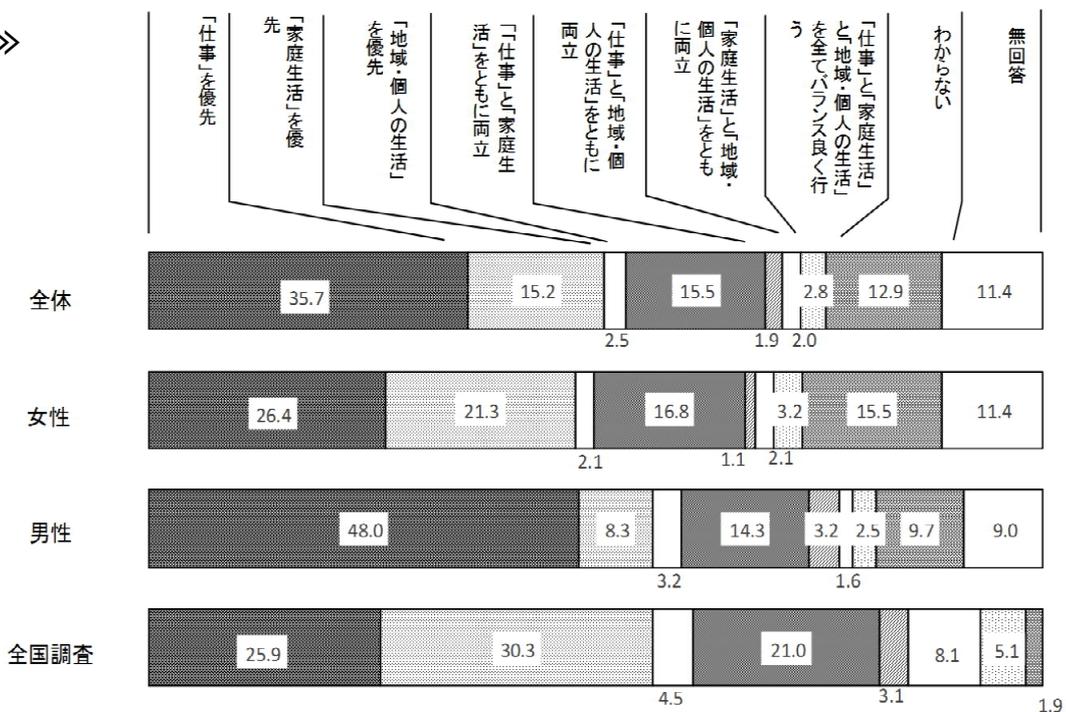
● 仕事と生活のあり方に関する理想と現実

《理想》



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市
男女共同参画社会に関する世論調査 令和元年 内閣府

《現実》



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市
男女共同参画社会に関する世論調査 令和元年 内閣府

仕事と生活のあり方については、多くの方が『仕事と家庭生活をともに両立』や、『仕事と家庭生活と地域・個人の生活がバランス良く行う』ことを理想としていますが、現実には『仕事を優先』です。

施策の方向性 ①

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

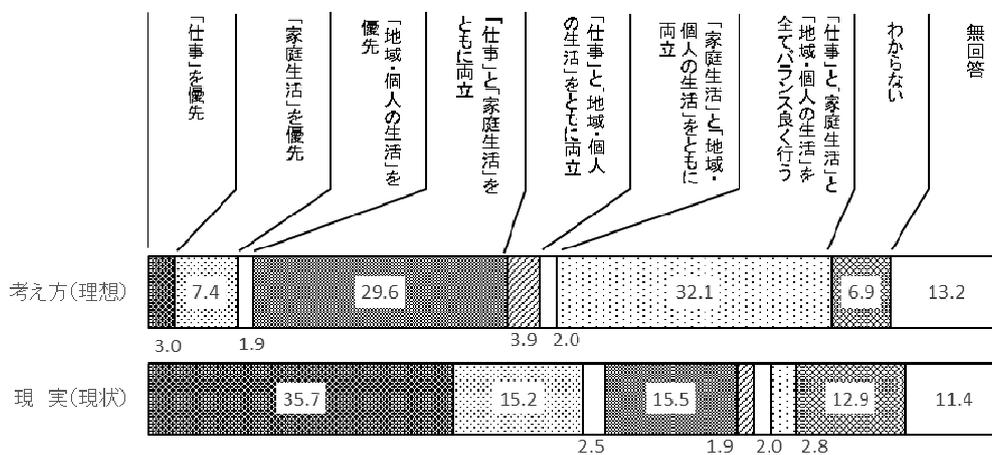
女性も男性も働きたい人すべてが、年齢や性別にかかわらず能力を十分に発揮し活躍するためには、それぞれのライフステージで、その状況や希望に応じて仕事と家事・育児・介護・地域活動などをバランスよく担い、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することが重要です。

「男性は仕事、女性は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識により、家事・育児・介護などの多くを女性が担っており、また、男性は長時間労働による仕事中心の生活で家庭生活を両立できない状況にあります。

男女がともに家庭生活、職業生活、地域活動へも参画できるよう、企業や事業主などへのワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発を進めます。また、仕事と育児・介護等を両立して働き続けられるよう支援します。

● 仕事と生活についての考え方(理想)と現実(現状)

(問.仕事と生活について、あなたの考え方(理想)と現実(現状)にもっとも近いものを教えてください。)



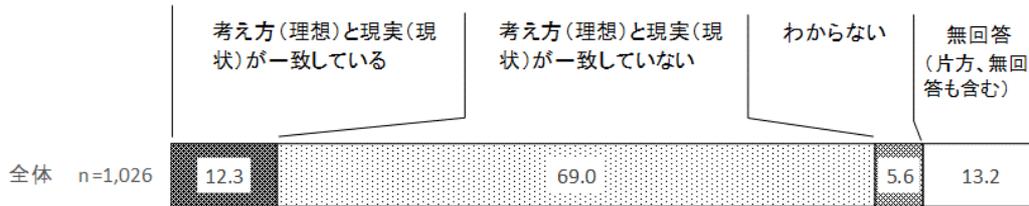
資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

「考え方(理想)」は、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人生活」を全てバランス良く行う(32.1%)と「仕事」と「家庭生活」をともに両立(29.6%)に集中している。

一方、「現実(現状)」では、「仕事」を優先(35.7%)が最も多く、次いで「仕事」と「家庭生活」をともに両立(15.5%)、「家庭生活」を優先(15.2%)が続く。

「現実(現状)」が「考え方(理想)」を上回るのは、「仕事」を優先(32.7ポイント)、「家庭生活」を優先(7.8ポイント)である。

● 考え方(理想)と現実(現状) との一致状況

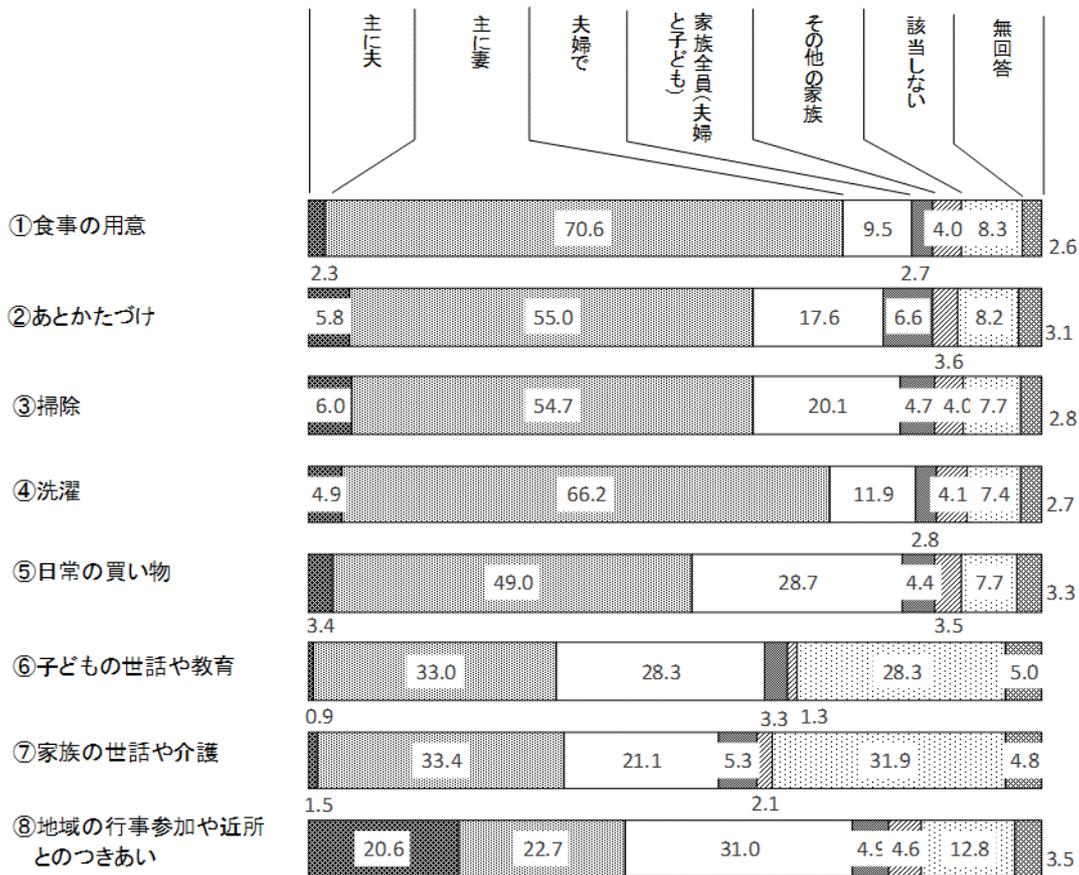


資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

回答者の中で、考え方(理想)と現実(現状)とが一致している方は126人で、全体の12.3%に当たる。

● 家事、育児や介護等における役割分担

(問. あなたの家庭では、次にあげるような家事、育児や介護等を、主にどなたがおこなっていますか。)



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

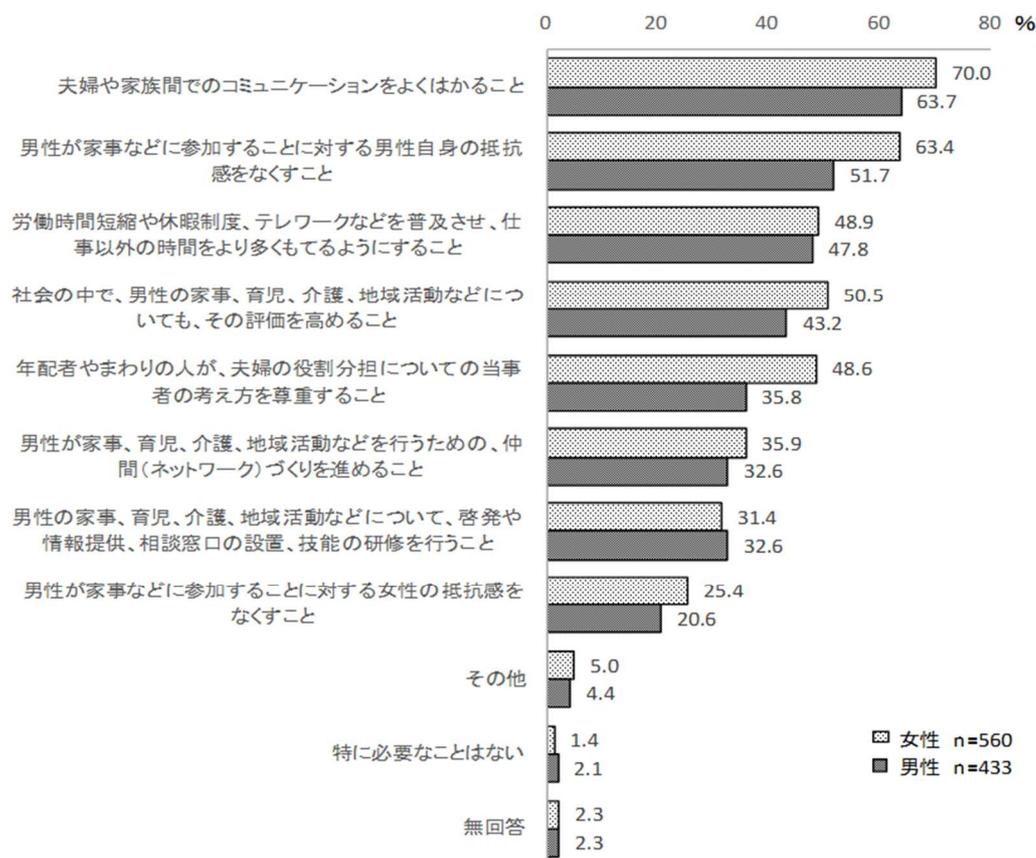
“主に妻”の割合が、最も大きいのが「食事の用意」(70.6%)、次いで「洗濯」(66.2%)である。「あとかたづけ」と「掃除」も過半数を占める。

“夫婦で”の割合が大きいのは、「地域の行事参加や近所とのつきあい」(31.0%)や「日常の買い物」(28.7%)、「子どもの世話や教育」(28.3%)である。

“主に夫”は、「地域の行事参加や近所とのつきあい」(20.6%)に多く、また、“家族全員(夫婦と子ども)”は、「あとかたづけ」や「家族の世話や介護」などに少し見られる。

● 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと【複数回答】

(問. 今後、男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。)



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」と「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」は、それぞれ女性の割合が男性を上回り、「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどを普及させ、仕事以外の時間をより多くもてるようにすること」では、女性と男性がほぼ同じである。



基本的施策(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

雇用の場における男女共同参画実現のための情報提供や相談事業、意識啓発を行います。労働者側だけでは、労働環境を改善することが困難であるため、事業主や企業のトップの意識改革に努めるとともに、雇用環境の整備や働き方の見直しによる労働環境改善への取組みを推進します。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	男女共同参画センター・産業雇用政策課
② 性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	男女共同参画センター
③ 事業主に対する意識啓発	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、イクボス(※1)の養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。	
	女性の雇用環境の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する女性活躍セミナーを実施します。	産業雇用政策課
④ 労働条件等実態調査の実施	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。	
⑤ 働く女性応援企業認証事業	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。	
⑥ 事業主等に対する啓発活動の推進	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	
⑦ 職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	
⑧ 家族経営協定締結の推進【再掲】	農作業分担、家事、育児、介護、休日、報酬など、家族の就業条件について協定を結ぶことで、女性を含む家族全員の役割を明確にし、より働きやすく、仕事と生活の調和がとれる環境を整備します。	農業企画課

(※1)イクボス

企業などにおいて、部下が仕事と家庭が両立できるよう考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と家庭を楽しむことができる上司のこと。

基本的施策(2) 家庭生活における男女共同参画の促進

意識調査では、家事の大半を女性が担っている状況です。男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、男女が対等な関係で共に家庭責任を担うことができるよう情報の提供や意識啓発を行います。また、男性の家庭生活への参画支援や、ひとり親世帯などへの支援を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 福島市特定事業主行動計画の推進	母性保護、育児休業、休暇などの各種制度についての周知を図ります。	人事課
	男性職員の育児休業の取得促進を図ります。	
② 性別役割分担意識の改革のための広報・啓発事業【再掲】	男女の固定的役割分担意識を是正し、男女平等の理念の浸透を図り、家庭における男女共同参画を促進するための資料や情報紙などを作成し配布します。	男女共同参画センター
③ ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	地域福祉課
	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	こども政策課
	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
	ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。	
	母子家庭の福祉対策として母子生活支援施設への入所支援を実施し、自立支援計画の作成などにより、施設と連携し入所母子を支援します。	
④ 求職活動支援窓口を生活福祉課に常設	児童扶養手当を受給している方や生活に困窮する方を対象として福祉事務所とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	生活福祉課
⑤ 子育て応援広場の開催	乳幼児と保護者を対象にした遊びを開催することにより、父親の育児参加へつなげます。	こども政策課
⑥ 家庭教育学級、講座等の開催	男性の家庭生活への参画支援のため、家庭教育学級、講座等に男性の参加を呼びかけます。	生涯学習課



基本的施策(3) 仕事と子育て及び介護等の両立支援

女性は、仕事と家事・育児・介護などの家庭責任の両方の負担が、就業継続を難しくしています。また、少子高齢化、核家族化が進む中で親や配偶者などの介護の問題は、男女が働き続けるうえで大きな問題となっています。男女の職業生活と家庭生活の両立を図るため、各種制度の周知や相談事業などを行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 地域包括支援センター機能の充実	高齢者や家族等(原発事故による広域避難高齢者や家族を含む)の相談に応じ、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ適切に受けられるよう、地域包括支援センターの相談等機能の充実に努めます。	長寿福祉課
② 介護保険制度の広報・啓発	介護保険制度の説明会を開催、啓発資料・パンフレットを配布します。	介護保険課
③ 介護サービス相談員の派遣	介護サービス事業において利用者への相談を実施し、介護サービス等の質的向上を図ります。	介護保険課
④ 介護保険施設等の整備促進	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の整備を図ります。	介護保険課
⑤ 子育て講演会の開催	講演会等を開催し、子育て支援に関わる職員と市民の育児に関する意識啓発を図ります。	こども政策課
⑥ 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを実施します。	
⑦ 児童センター事業	0歳から18歳未満の子どもたちのための施設で自由に来館して遊ぶことができるほか、幼児クラブや放課後児童クラブなどを実施します。	
⑧ 地域子育て支援体制の整備	育児の援助について、受けたい者と、行いたい者とを会員として組織するファミリーサポート事業を実施します。	
⑨ 子育て支援短期利用事業	保護者の疾病・出産等により、一時的に子どもの養育が困難となった場合における支援事業(子どものショートステイ)を実施します。	こども家庭課
⑩ 子育て世代包括支援センター事業	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援します。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・産前産後サポート事業	
⑪ こども発達相談	発達育に心配のある子どもとその保護者を対象に専門職が相談・療育指導を行い、必要時に適切な治療や療育等に繋ぐ支援を実施します。	
⑫ 特別保育等の充実	家庭形態、保護者の就労状況等が変化する中、子育て家庭の保育ニーズも多様化しており、また、緊急の保育ニーズにも対応できる特別保育を充実するため、病児・病後児保育、休日保育等の拡充や延長・一時預かり保育等の推進を図ります。	こども政策課 幼稚園・保育課
⑬ 保護者負担の軽減	幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳の子どもへの保護者負担を軽減し、さらに、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可保育施設や放課後児童クラブ等の利用者負担額を軽減します。	
⑭ 保育士等確保対策の強化	市民の保育ニーズに応える体制を整備するため、保育士等に対する多様な支援を強化し、保育士の確保に取り組みます。	

施策の方向性 ②

雇用の場における男女共同参画の推進

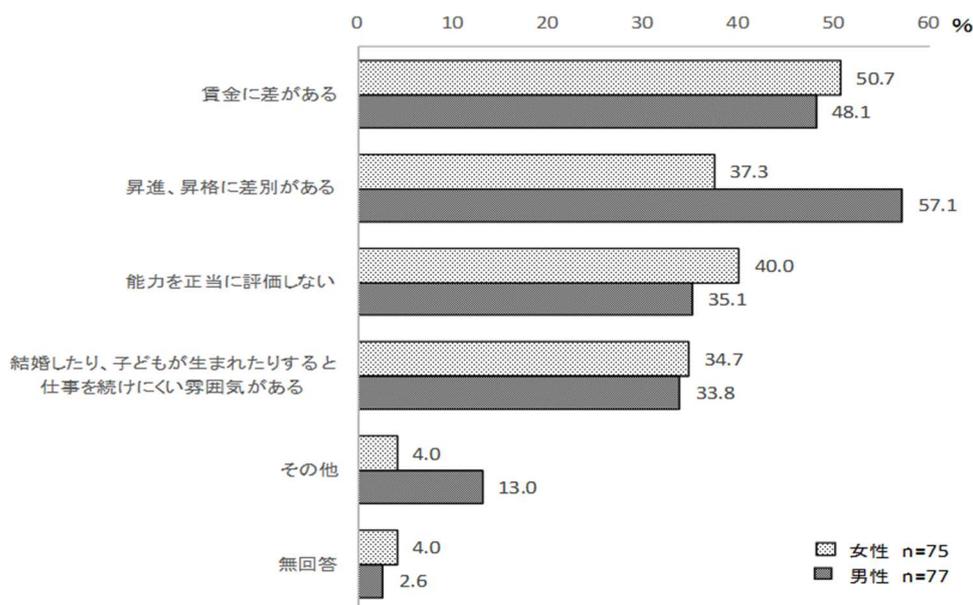
女性活躍推進法や働き方改革関連法などにより、女性活躍推進のための企業などの取組みが進められてきましたが、男女の賃金格差や昇進、昇格に差があるなど男女間の格差ははまだ解消されていません。

雇用の場における男女共同参画の実現のためには、多様かつ平等な就業制度、雇用制度の普及や拡充が必要です。また、固定的な性別役割分担意識により、女性が性別により区別されることなくその能力を十分に発揮することや、男性も仕事中心の長時間労働の生活スタイルを見直すことが重要です。

長時間労働は、仕事と家庭生活との両立を困難にし、また、女性の就職継続や男性の家庭や地域への参画を阻む原因ともなります。女性にとっても男性にとっても働きやすく暮らしやすい社会を目指し、長時間労働などの働き方の見直しや雇用環境の改善を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用などが進み、新たなワークスタイルが注目されていますが、テレワークの活用など多様で柔軟な働き方についても支援を進めます。

● 職場における仕事の内容や待遇面での男女差の具体的内容（複数回答） （問.今の職場で、仕事の内容や待遇面において、男女で差があるのはどのようなことですか。）



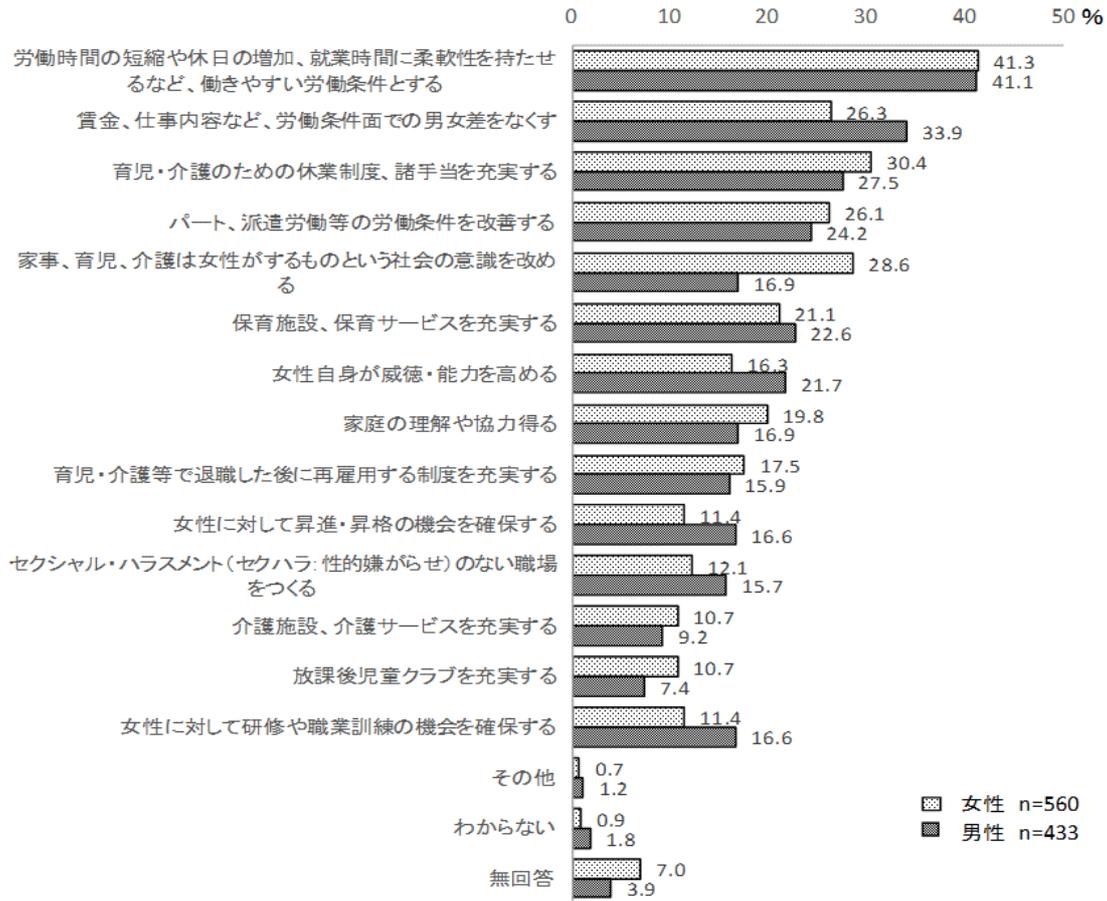
資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

「賃金に差がある」と「能力を正當に評価しない」、「結婚したり、子どもが生まれたりすると仕事を続けにくい雰囲気がある」は、いずれも女性の割合が男性より多い。

一方、「昇進、昇格に差別がある」は、男性（57.1%）が女性（37.3%）を19.8ポイントと大きく上回る。

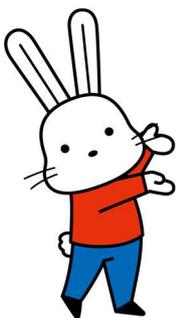
● 女性が働き続けるために必要なこと【複数回答】

(問.女性が働き続けるために必要なことは何だと思いますか。)



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせるなど、働きやすい労働環境とする」は、女性と男性の割合がほぼ同じである。一方、女性が男性を大きく上回るのは「家事、育児、介護は女性がするものという社会の意識を改める」、反対に、男性が女性を大きく上回るのが「賃金、仕事内容など、労働条件面での男女差をなくす」となっている。



基本的施策(1) 雇用環境の整備と働き方の見直し

女性活躍推進のための企業などの取組みが進められてきましたが、男女間の格差はまだまだ解消されていない状況があります。女性にとっても男性にとっても働きやすい雇用環境の改善や働き方の見直しを進めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 事業主に対する働き方改革関連法等の情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、女性活躍推進法や働き方改革関連法等についての情報を提供します。	男女共同参画センター・産業雇用政策課
② 事業主に対する意識啓発【再掲】	雇用の場における男女平等や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、イクボスの養成及び男性の育児休暇取得を推進するため、事業主等を対象にした広報や講演会を開催します。	男女共同参画センター
	女性の雇用環境の改善と女性就労者の雇用を促進するため、事業主等に対する女性活躍セミナーを実施します。	産業雇用政策課
③ 労働条件等実態調査の実施【再掲】	市内民間企業に対し、男女雇用機会均等法等に関する調査項目を含めた労働者の労働条件の実態と今後の動向を調査します。	
④ 働く女性応援企業認証事業【再掲】	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすく、より活躍できる職場環境づくりを進めます。	
⑤ 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	
⑥ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	
⑦ 職業相談事業の充実【再掲】	ハローワーク福島等と協力し、相談事業の充実を図るとともに、勤労者福祉施設等では関係機関で実施する職業相談事業の周知を図ります。	
⑧ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	
⑨ 女性創業者に対する支援【再掲】	創業融資を受けた際の利子2年間全額補助します。	



基本的施策(2) 多様な働き方への支援

女性にとっても男性にとっても働きやすく、活躍できる職場となるよう多様で柔軟な働き方への意識啓発や制度の周知を図ります。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 女性起業の促進【再掲】	女性が起業するきっかけづくりとなる講座や情報提供などを行います。	男女共同参画センター
② 多様で柔軟な働き方への意識啓発	多様で柔軟な働き方を進める企業の先進的な取組みを紹介し 各企業の取組みを共有し、女性がさらに活躍するために必要と思われる仕組みや制度について提案する講座を開催します。	
③ 事業主等に対する啓発活動の推進【再掲】	労働条件等実態調査を活用して就業条件や正規雇用転換制度の活用状況を把握し、関係機関等と連携して関係法令などの啓発活動を実施します。	産業雇用政策課
④ 求人及び能力開発訓練制度等の情報提供【再掲】	求人情報を広く提供するとともに、能力再開発訓練制度等に関して周知を図ります。	
⑤ 起業に関する情報提供【再掲】	関係機関等と連携し、創業スクール開催の情報を提供します。	商工業振興課

働く女性を応援する企業を認証しています！ ～ 福島市働く女性応援企業認証事業 ～

本市では、女性の雇用継続、職域拡大、管理職への登用、働きやすい職場環境づくりの取り組みを積極的に行う中小企業を認証する事業として「福島市働く女性応援企業認証事業」を実施しています。

<対象企業>

福島市内に本社または主たる事務所があり、市内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する以下に該当する法人（国および地方公共団体を除く。）

- (1) 常用雇用労働者数300人以下であること。
- (2) 雇用保険適用事業所であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

<認証の要件>

以下の取り組みのうち、基準を満たす企業を認証する要件とします。

- (1) 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代法の関係法令に基づく就業規則を整備し、必要な措置が行われていること。
- (2) 女性の活躍できる職場づくりに関する取り組みが行われていること。
- (3) 仕事と家庭が両立できる職場づくりに関する取り組みが行われていること。
- (4) 働きやすい職場環境づくりをなどの独自の取り組みをしていること。

出典：福島市商工観光部産業雇用政策課

基本目標Ⅳ 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり



SDGs目標5 ターゲット5.2 あらゆる形態の暴力排除

SDGs目標5 ターゲット5.6 性と生殖に関する健康・権利への普遍的アクセスの確保

「すべての国民は個人として尊重され、法の下に平等である。」この日本国憲法の下、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進してきましたが、意識調査の結果では、DVやパワハラ等の被害を「自分が受けた」「身近で見聞きした」という割合を合わせると3割を超え、被害者の半数はどこにも相談しない状況です。あらゆる暴力やハラスメントは重大な人権侵害であり、誰もが安心して、安全に暮らせる社会への取組みがさらに必要です。

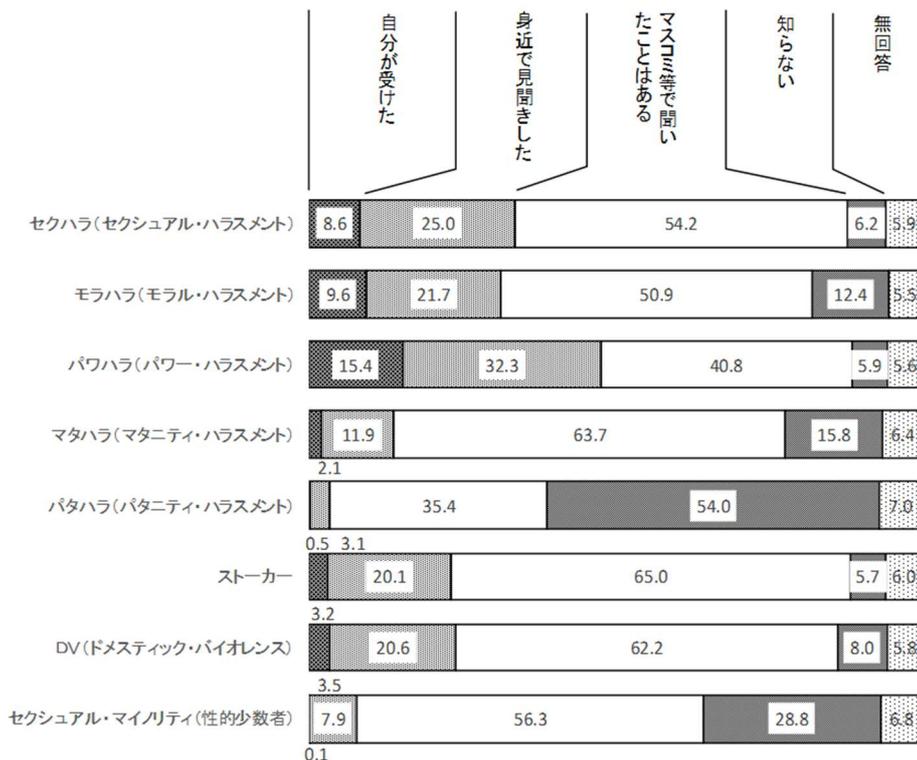
人生100年時代において、全ての市民にとって健康が人生の基盤です。誰もが生涯を通じて健康を維持するための取組みが重要です。特に女性は、年代により心身の状況が大きく変化するため、それぞれの年代に応じた健康保持の支援を進めます。

また、多様性を認めあう偏見や差別のない社会のためには、性的少数者をはじめとする多様なあり方への正しい知識を身につけ、理解を深める意識啓発に努めるとともに、生きづらさや困難に直面している当事者への支援を行います。

誰もがお互いに人権を尊重し、対等なパートナーとして誰ひとり取り残されることのない社会(SDGs)、偏見や差別、あらゆる暴力の無い多様性を認めあう社会(ダイバーシティ)、また、人生100年時代において誰もが生涯を通じて健康を維持しながら安心して暮らせる社会づくりに努めます。

● 人権侵害に関する認識と被害状況

(問.あなたは、次のような人権侵害を受けたり、身近で見聞きしたことはありますか。)



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

施策の方向性 1

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

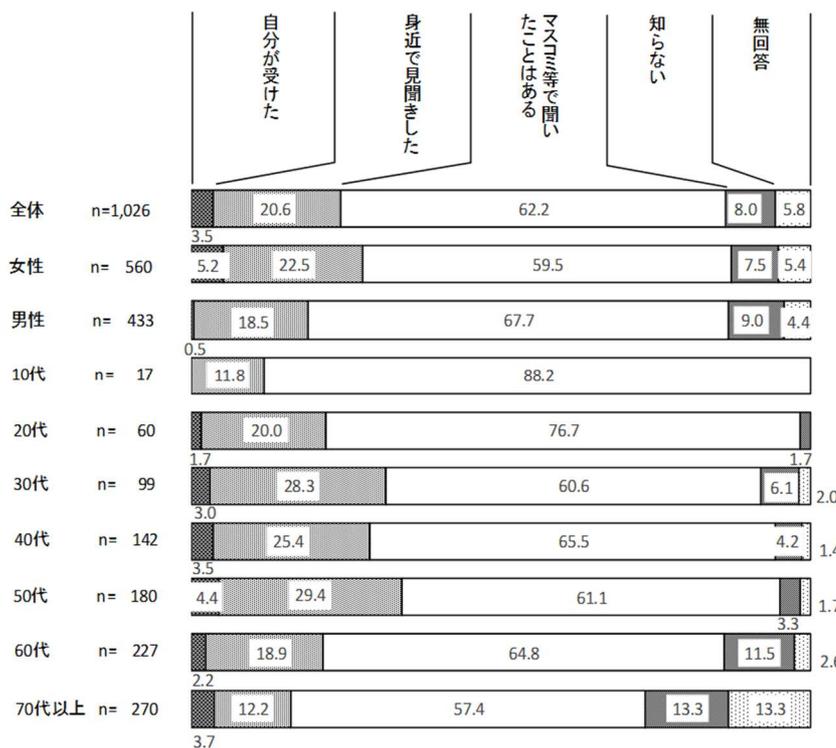
DV防止法 市町村基本計画

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力(DV)や、他者の尊厳や人格を傷つけるあらゆるハラスメントは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、児童、障がいのある方、高齢者や患者などに繰り返して行われる場合も同様です。

身体的暴力のほか、精神的なものや経済的なものなどさまざまな形態の暴力があり、被害を受けた方は心身に大きな傷を残しますが、外部からの発見が困難な家庭内や個人的関係において行われることも多く、被害者自身が気づきにくい場合や伝えることが困難な場合もあり、被害が潜在化、深刻化しやすい傾向があります。また、新型コロナウイルス感染症に伴う不安やストレスからの増加や深刻化、インターネット上の書き込みによる誹謗中傷も懸念されます。

このようなことは決して許されるものではなく、相談窓口の周知や被害者支援体制の充実など行政や関係機関のみならず、市民一人ひとりが、これらの行為が重大な人権侵害にあたることを理解し、暴力を許さない社会の形成のための取組みを一層進める必要があります。

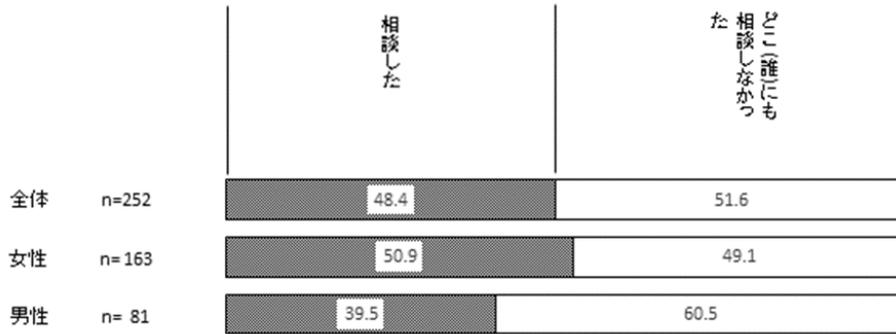
● 【内訳】 DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する認識と被害状況



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

● 人権侵害を受けた方の相談状況

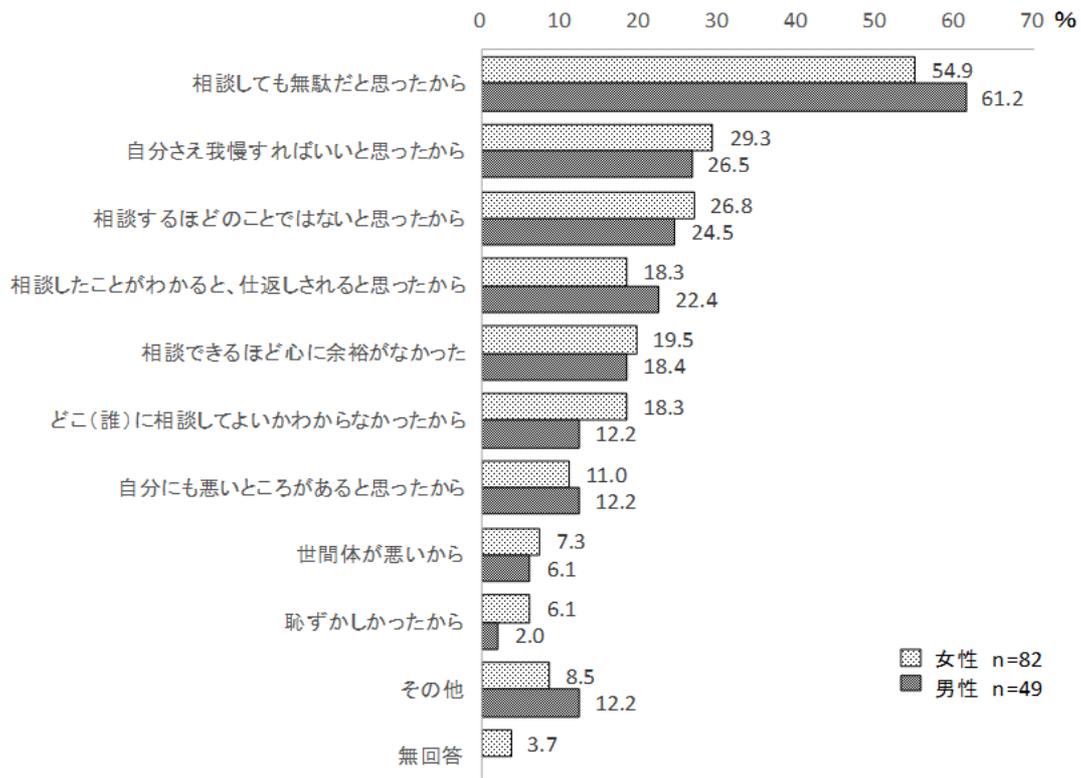
(問. あなたは人権侵害を受けたとき、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。)



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

● どこ(誰)にも相談しなかった理由【複数回答】

(問. (相談しなかった方に対して) どこ(誰)にも相談しなかった、できなかった理由は何ですか。)



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

「相談しても無駄だと思ったから」は、男性（61.2%）が女性（54.9%）を6.3ポイント上回る。

一方、「自分さえ我慢すればいいと思ったから」と「相談するほどのことではないと思ったから」は、ともに女性の割合が男性よりわずかに多く、「相談したことがわかると、仕返しされると思ったから」は、男性の方が女性より多い。

基本的施策(1) DVやハラスメント等の防止に向けた意識啓発

DVやハラスメントは重大な人権侵害です。人権尊重の意識啓発事業やDV・ハラスメント防止のための事業を実施するとともに、関係機関との連携を強化し暴力を許さない社会形成のための取組みを進めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① DVやハラスメント等の調査の実施及び結果の公表	DVやハラスメント等の実態調査を行い、結果を公表します。	男女共同参画センター
② DVやハラスメント等に関する情報提供	DVやハラスメント等は人権を侵害する行為であることの認識を深めるとともに、防止のための情報を提供します。	
③ 「人権と平和展」の開催	あらゆる暴力などの人権侵害の根絶と人権思想の普及、平和の大切さの再認識を目指します。	
④ 人権の花運動	小学生に対して花苗等の贈呈を行い、お互いに協力して花を育てることで思いやりの心や人権尊重についての理解を深めます。	
⑤ 障がい者虐待防止推進事業	障害者虐待防止センター事業の積極的な推進を図るとともに、虐待防止に向けた広報活動のほか、地域住民及び地域団体、学校・医療機関・警察などの関係機関との連携を図ります。	障がい福祉課
⑥ 高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止を推進するため、地域包括支援センターをはじめ住民組織、警察などの関係機関との連携を強化します。	長寿福祉課
⑦ 児童虐待防止推進事業	虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を通して、学校・医療機関・警察等の関係機関との連携を図るほか、講演会の実施、パンフレットの配布など虐待防止に向けた啓発活動を実施します。	こども家庭課

DVやハラスメントは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。DVは、被害者を女性に限定してはいませんが、配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。また、DVと児童虐待は家庭内で同時に発生している場合があります。子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうことは子どもへの心理的虐待にあたります。自分もDVを受けているかもしれないと思ったら、一人で悩まずに相談してください。

DVの例

- ・身体的暴力
平手でうつ、げんこつで殴る、足でける など
- ・精神的暴力
大声でどなる、子どもに危害を加えると言っておどす、実家や友人とつきあうのを制限する など
- ・性的暴力
性行為を強要する、避妊に協力しない など
- ・経済的暴力
生活費を渡さない、勝手に借金を作り返済を強要する など

児童虐待の例

- ・身体的虐待
殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など
- ・性的虐待
子どもへの性行為、ポルノグラフィの被写体にする など
- ・ネグレクト
食事を与えない、子どもに関心を持たず育児を放棄する など
- ・心理的虐待
言葉による脅しや無視、子どもの前で家族に暴力を振るう(DV) など



基本的施策(2) 相談・支援体制の充実

被害者が相談しやすいよう、相談窓口の広報を強化するとともに、被害者の自立支援に関する制度の周知を行います。また、関係機関と連携し自立に必要な指導・支援を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 人権相談及び広報活動	市民の人権を擁護し、人権思想の普及を図るため相談所の開設や広報を行います。	男女共同参画センター
② 女性相談事業	女性相談員を配置し配偶者からの暴力、夫婦関係などの相談に応じ、福祉の増進に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう必要な指導を行うとともに健全な生活を支援します。	男女共同参画センター・こども家庭課
③ 子ども家庭総合支援拠点事業	子ども家庭総合支援拠点において受付けた相談を福祉・保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら問題解決が図られるよう支援します。	こども家庭課
④ 障がい児・者相談支援事業	ふくしま基幹相談支援センターによる総合相談及び相談支援事業所による障がい種別に対応した相談・支援の実施による福祉サービスの利用に向けた援助などを行います。	障がい福祉課
⑤ 高齢者窓口相談支援事業	高齢者や家族等の相談に応じるため、地域包括支援センター等の相談機能を充実します。	長寿福祉課
⑥ DV被害者の市営住宅への入居緩和	DV被害者の自立を支援するため、市営住宅入居時の緩和措置を実施します。	住宅政策課

国をはじめ、福島県や福島市でも暴力被害を最小限に抑えられるように相談窓口を設けています。

<主な相談先>

分野	相談先	
女性・DV	内閣府 男女共同参画局「DV相談ナビ」	#8008
	法務省 人権擁護局「女性の人権ホットライン」	0570-070-810
	福島県 女性のための相談支援センター	024-522-1010
	福島県 男女共生センター	0243-23-8320
	福島県 県北保健福祉事務所	024-534-4118
	福島県 福島県警「性犯罪被害110番」	0120-503-732
	福島市 こども家庭課「女性相談」	024-525-3780
人権	法務省 人権擁護局「みんなの人権110番」	0570-003-110
	法務省 福島地方法務局「人権相談」	024-534-1994
外国人	公益財団法人 福島県国際交流協会	024-524-1316
	福島市 定住交流課「外国人生活相談窓口」	024-525-3739
生活全般	福島県 男女共生センター	0243-23-8320

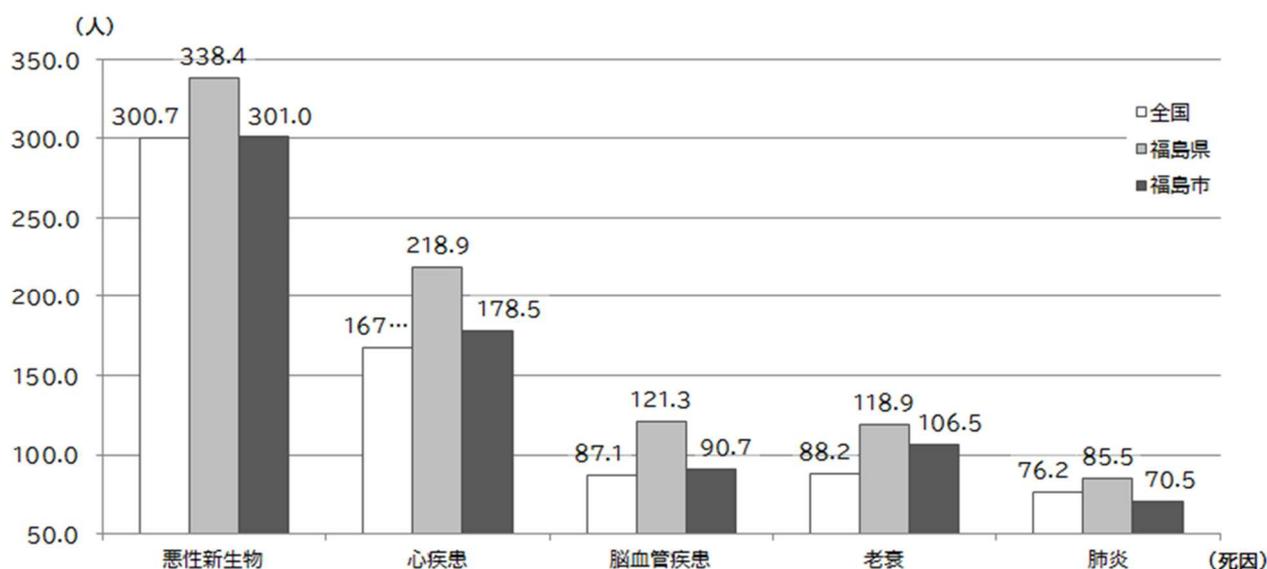
施策の方向性 ② 生涯にわたる健康支援

人生100年時代において、全ての市民にとって健康が人生の基盤です。本市では、健康寿命を延伸し、地域で健やかに暮らせる「健都ふくしま」の実現を目指し取り組んでいますが、特に女性は、年代により心身の状況が大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※1)」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。

また、新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱える方への寄り添った支援、特に妊産婦が安心して出産や育児ができるような支援も重要となります。

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、生涯を通じて健康を維持するための取組みが重要です。平均寿命・健康寿命が延び人生100年時代に向け、心身及びその健康について主体的に行動し、知識が得られるよう啓発に努め、それぞれの年代での予防や支援事業を進めます。

● 主な死因別人口10万人当たりの死亡者数



資料：福島県保健福祉部「人口動態統計(確定数)」平成30年

(※1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

男女対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康及びその権利をいう。

基本的施策(1) 生涯の各段階に応じた心とからだの健康支援

健康寿命が延び人生100年時代に向けて、健康についての意識啓発や情報の提供を行います。また、それぞれの年代での予防や支援事業を進めます。

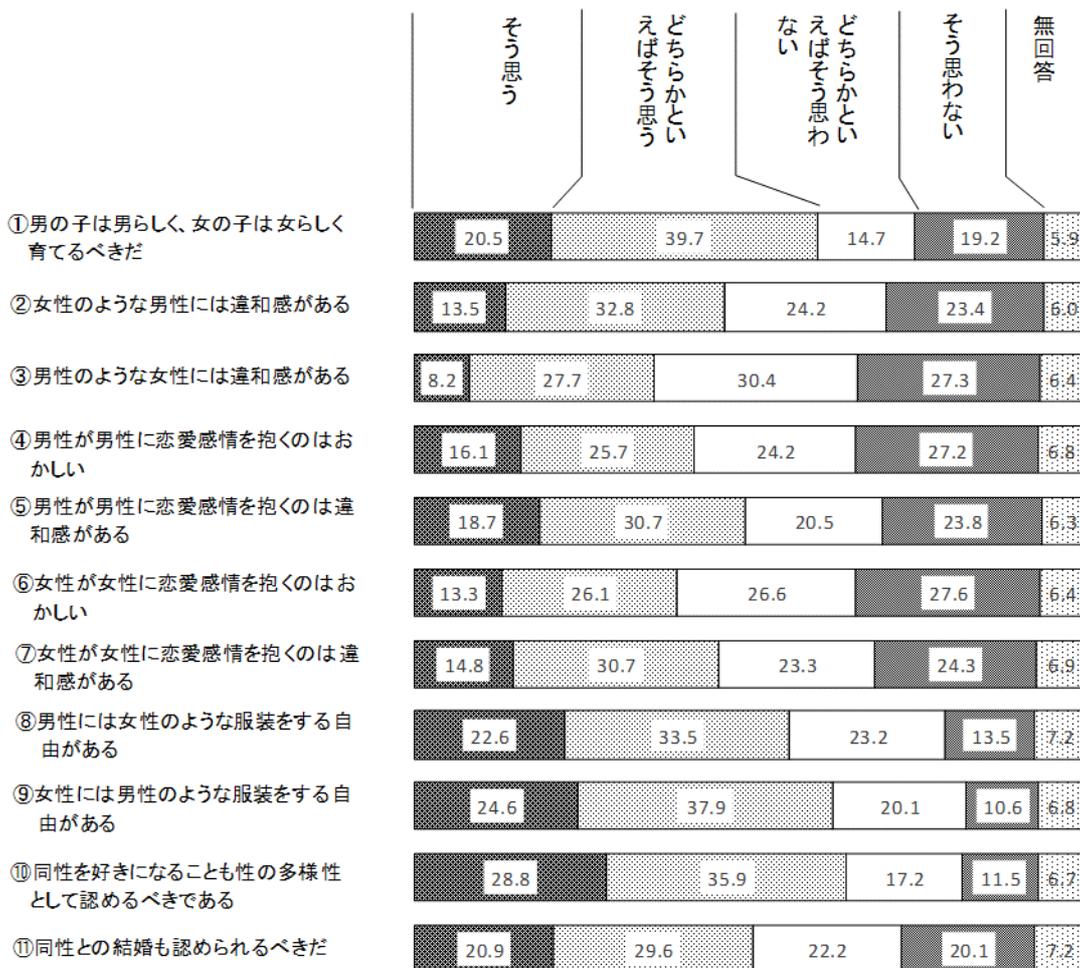
施策・事業	事業の内容	所管課
① 高齢者介護予防事業	高齢者の自己健康管理能力を高め健康長寿を支援するため、介護予防事業を実施します。	長寿福祉課
② 放射線健康管理事業	市民の放射線による健康影響の不安の軽減を図ります。 ・放射線と市民の健康講座 ・外部被ばく検査 ・内部被ばく検査 ・検査結果に基づく個別相談	保健総務課
③ 成人保健事業	各種健康診査及び事後指導を実施します。 ・各種がん検診・成人歯科検診 ・骨粗鬆症検診・結核検診 ・国保特定健診・後期高齢者健診 ・国保特定保健指導・各種検診事後フォロー(訪問・電話)	保健予防課
④ 健都ふくしま創造事業	健康で安心して暮らせる感染症にも強いまち「健都ふくしま」の実現をめざし、3本柱「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」に取り組みます。 ・健都ふくしま創造市民会議 ・各種推進委員会 ・ふくしま健康づくりプランに基づく生涯にわたる健康づくりのための各種健康教育(出前講座)、個別健康・栄養相談事業など ・市民一人ひとりが自ら新型コロナウイルスなどの感染予防に取り組むための正しい知識の普及啓発	健康推進課
⑤ 子育て世代包括支援センター事業【再掲】	安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら切れ目なく支援します。 ・妊娠届出時面接相談 ・妊産婦訪問等による相談支援 ・産後ケア事業 ・産前産後サポート事業	こども家庭課
⑥ 母子保健事業	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図ります。 ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査 ・母子健康相談・教育 ライフサイクルにあわせた女性の健康教育、相談を実施します。 ・生涯を通じた女性の健康支援事業	健康推進課
	・こんにちは赤ちゃん事業 概ね4ヵ月までの全ての乳児のいる家庭を保健師、助産師、こんにちは赤ちゃん応援隊等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境の定着を図ります。	

施策の方向性 ③ 多様性尊重の推進

日本国憲法は、「すべての国民は、個人として尊重され、法の下に平等である。」と定めており、男女共同参画社会の実現のためには、人権の尊重はきわめて重要です。価値観の多様化や国際化が進む中で、世代や性別、障がいの有無、国籍、性的指向、性自認など、お互いの違いを認めあい、全ての人がかげがえのない存在として、一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。偏見や差別がなく、多様性を理解し認めあうための意識啓発に努めます。また、困難を抱える方々への安心な暮らしに向けての支援を行います。

● 男性、女性に関する考え方や気持ち

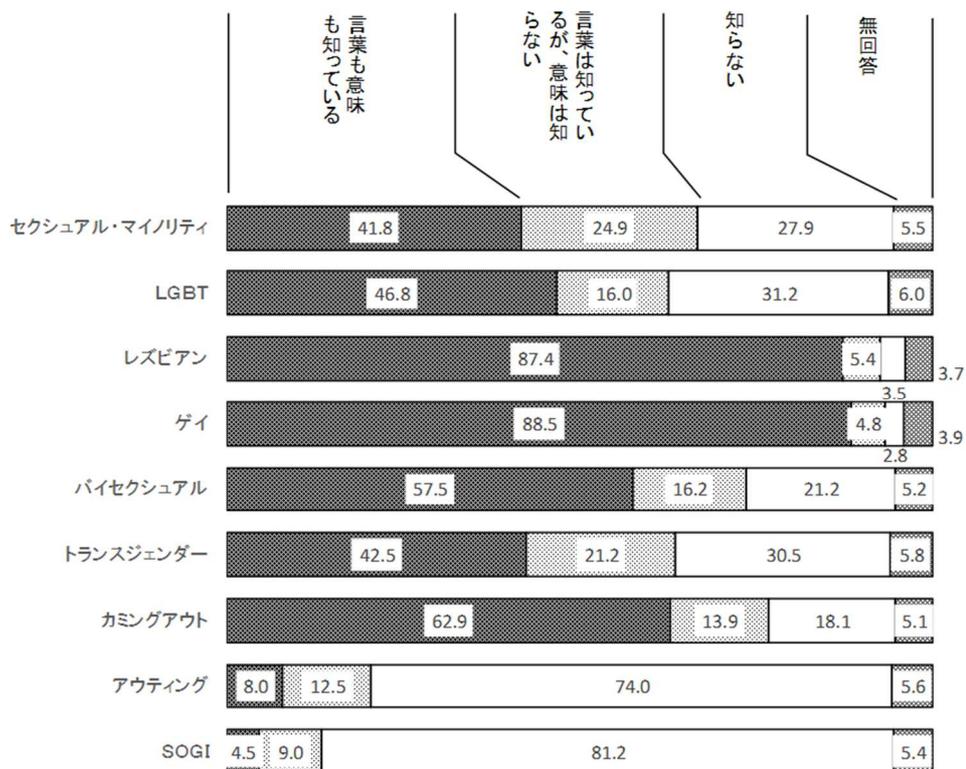
(問. 次のことについて、あなたの考えやお気持ちにもっとも近いものはどれですか)



資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島市

● 人権に関する言葉と意味の認知度

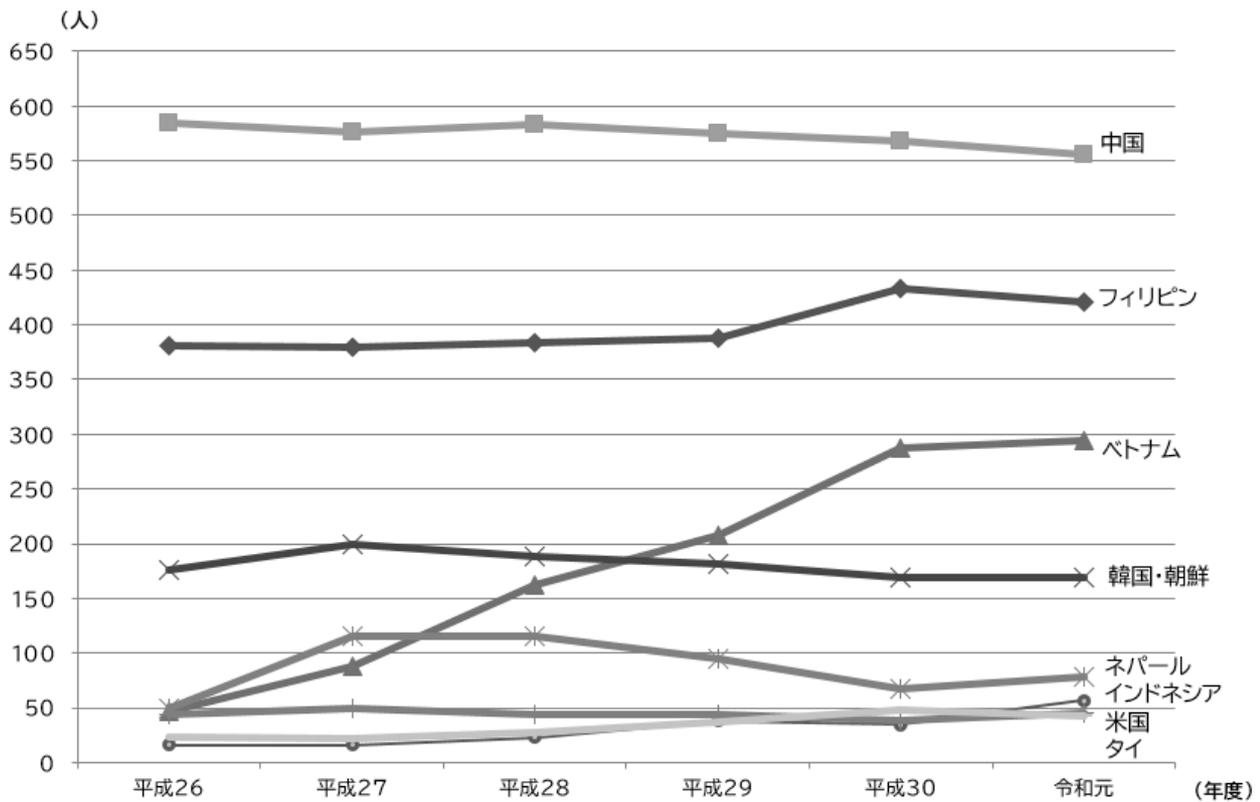
(問. 次の言葉と意味について知っていますか。)



1 セクシュアル・マイノリティ	LGBTQともいい、 ・自分の性別と同じ人を恋愛対象にする人 ・異性だけでなく、自分の性別とおなじ人も恋愛対象にする人 ・「身体の性」と「心の性」との間に食い違いがあり、自分の性別に違和感を持っていたり、異なった性別で生活したいと考えている人などです。 性的少数者の方々の中には、日常生活や現在の社会制度にさまざまな精神的苦痛を感じ、生きづらいと思っている方もいます。
2 LGBT	レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字を合わせた言葉で、性的少数者全体といます。
3 レズビアン	女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）
4 ゲイ	男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）
5 バイセクシュアル	両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）
6 トランスジェンダー	「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人といいます。
7 カミングアウト	LGBTであることを告白することをいいます。
8 アウティング	本人の許可なく、性的少数者であることを他人に暴露することをいいます。
9 SOGI	性的指向と性自認の略で、同性愛者を含むすべてのセクシャルリティ(性的特質)を表す言葉です。

資料：男女共同参画に関する意識調査 令和元年度 福島県

● 福島市に居住する外国人の推移



資料：福島市作成「国籍別人員調査月報」 各年10月末日時点

外国人との共生社会推進 ～ 多文化共生のまち福島推進指針 ～

「多文化共生のまち福島推進指針」は、国籍や文化などの違いを互いに認め合い、一人ひとりの多様性を尊重する「心のバリアフリー」の理念のもと、それぞれ自立しながら協力し合って活力あるまちづくりを進めるため定めたものです。

また、この指針に基づき、社会全体でアクションを起こし、多文化共生社会の推進に一丸となって取り組むため、次のアクションガイドも決めました。

<多文化共生のまち福島 推進アクションガイド>

市民や事業者など、それぞれの立場で主体的に取り組むための具体的な行動基準を示したもので、“市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち”となることを目指して、すべての市民、企業、団体、関係機関のみなさんとともに取り組むこととしています。

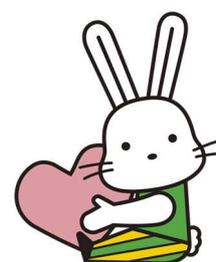
- Action1 ともに地域社会の一員として、思いやりの気持ちをもって相手の文化を理解し、尊重し合いましょう。
- Action2 誰でも不安なく暮らせるように、わかりやすく情報を提供しましょう。
- Action3 誰でも自分の考えを正しく伝え合える社会にしましょう。
- Action4 誰にとっても安全で安心できる生活環境をつくりましょう。
- Action5 世界に誇れる誰にでもやさしいまちになるように、みんなで協力して取り組みましょう。

出典：市民・文化スポーツ部定住交流課

基本的施策(1) 人権尊重の視点に立った多様性理解のための意識啓発

価値観の多様化や国際化が進む中、世代や性別、障がいの有無、国籍、性的指向、性自認などお互いの違いを認めあい、一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。差別や偏見のない多様性を理解しあうための講座やイベントを開催します。また、バリアフリー(※1)の推進に努めます。

施策・事業	事業の内容	所管課
① バリアフリーの推進 ※バリアフリー推進パッケージ	多文化共生(※2)に関する知識や異文化理解の向上を図るため、異文化理解講座や国際交流イベントを開催します。	定住交流課
	バリアフリーの推進のために、心のバリアフリー講座や、バリアフリー推進パートナーへの参加促進を行います。	地域福祉課
	市民に聴覚障がい者及び手話に対する理解や手話の普及促進を図るとともに、ヘルプマークの普及啓発等を通じて心のバリアフリーを育みます。 ・手話通訳者の配置、派遣 ・手話出前講座の実施 ・ヘルプマークの普及	障がい福祉課
	ユニバーサルデザイン(※3)を取り入れた道路や施設のバリアフリー化に努め、安全で安心して利用できる身近な生活環境づくりを推進します。 ・高齢者住宅改修助成事業 ・点字ブロック整備	長寿福祉課・ 道路保全課
	バリアフリーのまちづくりの基本的な方針を定めるバリアフリーマスタープランを策定し、官民が一体となって「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指します。	地域福祉課・ 交通政策課



(※1)バリアフリー

障がいのある方や高齢者などが、生活や行動をする上で妨げとなる障壁(バリア)を社会、街、施設、道路、住宅、人々の意識から取り除くこと

(※2)多文化共生

国籍の違いや互いの言語・文化・習慣そして価値観があることを市民一人一人がお互いに認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に暮らしていくこと

(※3)ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

基本的施策(2) 性の多様性に関する理解促進

性的少数者(LGBT)の方は、周囲の無理解や偏見等のために様々な困難を抱え生活しづらい状況にあります。性の多様性についての理解を深めるための啓発や市役所職員への研修を実施します。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 性の多様性を尊重する行政サービスの実施	各種申請書等の性別欄を見直します。	総務課・ 男女共同参画 センター
	市職員への研修を実施します。	人事課・ 男女共同参画 センター
② 性の多様性についての理解を深めるための啓発活動の実施	理解を深めるためのセミナーや講座を開催します。	男女共同参画 センター
	学校等での人権尊重教育(性の多様性を含めた)に努めます。	学校教育課

基本的施策(3) 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

様々な生活上の困難を抱える人々が安心して暮らしていけるよう、それぞれの困難に応じた支援を行います。

施策・事業	事業の内容	所管課
① 外国人等への日本語教育の充実	在住外国人や海外にルーツを持つ児童生徒に対して、日本語習得のための支援を行います。	定住交流課
② 外国人等へのコミュニティづくり等の支援	在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化を支援します。	
③ 外国人等への情報の多言語化の推進	行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。	
④ ひとり親家庭支援事業【再掲】	ひとり親家庭等に対し、医療費を助成します。	地域福祉課
	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給します。	こども政策課
	ひとり親家庭等に対し、就学、住宅等の資金の貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付を実施し、経済的自立や児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
	ひとり親家庭等に対し、高等職業訓練促進給付金事業等を実施します。	
⑤ 困難を抱える世帯への求職活動支援	病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として、生活相談支援窓口とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	生活福祉課
	児童扶養手当を受給している方や病気や失業など様々な理由により生活に困窮する方を対象として生活相談支援窓口とハローワークが一緒に求職活動を支援します。	